

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年12月20日午後1時30分から令和4年第13回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第4番委員	田口敏	第13番委員	及川宏和
第5番委員	高橋重貴	第14番委員	小嶋教三
第6番委員	名和和弘	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第18番委員	及川和芳
第10番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋旦志
		第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	巴春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について
議案第5号	荒廃農地の農地・非農地の判断について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	巴春菜

- 議 長 只今から令和4年第13回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には8番松本隆委員、9番菊地重治委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について、17番佐藤浩幸委員より報告願います。
第17番委員 17番佐藤です。番号1番の案件について現地調査の報告を致します。12月15日午前に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地調査を行いました。
譲受人である[]が共同住宅2棟を建築するため、[]さん所有の田を売買により取得し、転用しようとするものです。農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されて第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。
現地の西側はすでに転用されて宅地になっております。北側は、農地に接しておりますが、宅内はアスファルト舗装、敷き砂利にて十分に転圧する他、雨水は南側及び東側の側溝に流す計画になっております。北側は法面に浸透させ、土砂は擁壁にて流出を防ぐ計画であることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。
以上の通り許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。
以上で現地報告を終わります。
ご苦労様でした。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

- 議 長 挙手全員であります。よって、本案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。
- 議 長 日程第8、議案第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
- 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
- 議 長 ここで、利用権設定番号1番、80番及び86番の案件について10番有住寿哉委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第10番委員 退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号1番、80番及び86番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号1番、80番及び86番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。10番有住寿哉委員の入席を許します。
——第10番委員 入席——
- 議 長 10番有住寿哉委員の案件については、原案のとおり決定しました。続いて、利用権設定番号75番から79番の案件について18番及川和芳委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第18番委員 退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号75番から79番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号75番から79番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。18番及川和芳委員の入席を許します。
——第18番委員 入席——
- 議 長 18番及川和芳委員の案件については、原案のとおり決定しました。続いて、利用権設定番号81番から85番の案件について、13番及川宏和委員が農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第13番及川宏和委員 退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号81番から85番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 81 番から 85 番の案件について、原案のとおり決定
することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
13 番及川宏和委員の入席を許します。
——第 13 番及川宏和委員 入席——

議 長 13 番及川宏和委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、議案第 3 号の所有権移転並びに利用権設定番号 2 番から
74 番及び 87 番から 92 番の案件について、質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 3 号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案の
とおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 9、議案第 4 号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意
見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 17 番委員 17 番佐藤浩幸委員。
17 番佐藤です。公社が勝手に配分先変更したというわけではなく、
前の借り受け者が何か理由があり、■■■■さんに変更するという経緯と
理解してよろしいか。その理由もあわせて教えてもらいたい。

議 長 事務局。
はい、17 番佐藤委員のご質問にお答えいたします。
ご質問の通り、当初借り受けをしておりました■■■■さんのお宅の方
で、作業のこれからの規模拡大は難しい部分、そして作業効率を考え
た際に、やはりここは解約して新たな人ということで、自ら探して■■
■■■■さんに結び付き、今回の議案にさせていただいています。以上で
ございます。

議 長 そのほかに質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 4 号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定に
ついて、原案のとおり計画の変更に異議ない旨の意見を付すことに賛
成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は、計画の変更に異議ない旨の意見を付し、金ケ崎町長に回答することに決定しました。
- 議 長 日程第 10、議案第 5 号荒廃農地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。事務局説明を求めます。
- 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 5 号荒廃農地の農地・非農地の判断について、調査報告のとおり「非農地」と判断することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は調査報告のとおり非農地と判断することに決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和 4 年第 13 回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14 時 15 分